

令和5年度、令和6年度、令和7年度における鹿屋システム通信分遣隊
ほか構内自動電話交換装置の借上げに関する契約希望者募集要項（公募）

令和5年度、令和6年度、令和7年度における鹿屋システム通信分遣隊ほか構内
自動電話交換装置の借上げの契約について公募を実施するので、参加希望者は、下
記に基づき資料等を提出して下さい。

（公募実施権者）

分任支出負担行為担当官等

佐世保地方総監部経理部長

記

1 調達予定品目

構内自動電話交換装置の借上げ

（募集区分は別紙第2のとおり。）

2 調達予定時期

令和6年3月1日～令和10年2月29日

3 公募に応募できる者の資格

応募できる者は、次に掲げる事項のすべてに該当する者とする。

（1）予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」とい
う。）第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な
同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。

（2）予決令第71条の規定に該当しない者であること。

（3）防衛省としての指名停止等の措置を受けている期間中の者でないこと。

（4）経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適切
な契約の履行が確保される者

（5）令和4・5・6年度の競争参加資格（全省庁統一資格）、「役務の提供等」
に係る九州・沖縄地区の競争参加資格を有している者

（6）本事業に必要な次の履行能力を有するか、契約締結時までには有することがで
きる者

ア 法令による許認可及び法的資格が必要な場合、当該許可証等を契約締結ま

でに取得できること。

イ 調達しようとする装備品の要件（別紙第1のとおり。）を満たすことができること

ウ 調達しようとする装備品の性能を保証できること

エ 借上げ期間48ヶ月の契約とし、履行開始日令和6年3月1日に対応できる者

オ 調達しようとする装備品に関する技術資料を入手できること

カ 調達しようとする装備品について、納入後の不具合に関する対応が迅速かつ継続的に可能なこと

キ 本事業の履行能力を有すること

ク 本事業に必要な次の要件を要するか、契約締結までに有することができる者

（ア）一般管理

安全、工程管理、品質保証、保全に関する能力

（イ）データ管理

官側が要求する各種報告書作成に関する能力

ケ 現在NTT・TCリースから借上げているBL3000CTI音声自動電話交換装置01（以下「現用交換装置」という。）の運用を阻害することなく、新構内自動交換装置の設置調整を行い、令和6年3月1日の運用切替に対応できること。

コ 本事業に必要な調整試験を実施できる者

（7）日本国籍を有し、日本国憲法及びその下に成立した政府を暴力等で破壊することを主張する団体等、その他を結成し又は加入し若しくは協力していないことを証明又は誓約し、若しくは保証できる者

（8）本事業の一部を下請企業に委託する場合は、委託させる業務に応じて、本項第6号から第7号のうち必要な条件を満たすこと。

4 参加表明

応募する者は、別紙第3に示す「参加表明書」及び第1号～第3号に掲げる資料並びに次項に掲げる設備及び体制等を証明する資料（以下「技術資料」という。）を提出しなければならない。ただし、過去5年以内に同一の資料を提出した者で、本年度においても変更がない場合は、その旨の書面を提出することで資料の提出を省略することができる。

（1）「資格審査結果通知書（全省庁統一資格）」（写し）

（2）会社の財政状況・経営成績を証する書類（直近の決算期における有価証券報告書、監査報告書及び会計監査人設置会社にあつては、会計監査報告書並びに内部統制システム整備状況の概要）

(3) 誓約書 (前項第 7 号を証する書類)

5 技術資料の提出

過去 5 年以内に同一資料を提出した者で、本年度の資料に変更がないか又は部分的な変更のみである場合は、変更のない旨の書面又は変更となった部分を明記した書面及び変更部分に係る技術資料を提出することで、当該資料の提出を省略することができる。

また、他の公募実施権者が実施した同種の公募手続きにおける技術審査に合格している場合は、当該合格通知の写し及び合格時の技術資料と変更がない旨の書面をもって換えることができる。

- (1) 法令による許認可及び法的資格が必要な場合、当該許可証等
- (2) 調達しようとする装備品の性能要目及び試験データを保証できることを証明する書類等
- (3) 調達しようとする装備品の要件を満たす資料
- (4) 調達しようとする装備品に関する技術資料を入手できることを証明する書類等
- (5) 調達しようとする装備品の納入後の不具合に係る人員構成及び技術者派遣体制を示す書類等
- (6) 現用交換装置との切替が令和 6 年 3 月 1 日に対応できる工事工程表等
- (7) 本事業に必要な第 3 項第 6 号のロを証明する書類等
- (8) 本事業に必要な調整試験を実施できること、並びに調整試験に要する機械器具、設備、技術等を証明する書類等
- (9) 本事業に対応した所要の能力を有する技術者を確保できることを証明する書類等
- (10) 下請業者に一部を委託する場合は、下請 (予定) 企業一覧表等
- (11) 本事業の一部を下請業者に委託する場合は、委託業務に応じて本項の必要項目を証明できる書類等
- (12) 調達しようとする事業と同等又は類似事業の受注実績 (様式適宜)。ただし、受注実績のない者については、省略することができる。

6 参加表明書及び技術資料の提出先等

(1) 提出先

海上自衛隊佐世保地方総監部経理部契約課審査係

〒 8 5 7 - 8 5 6 7

長崎県佐世保市平瀬町 1 8 番地

0 9 5 6 - 2 3 - 7 1 1 1 (内線 3 2 5 2)

(2) 提出期間

令和5年7月3日(月)～令和5年8月2日(水)

(3) 提出方法

直接持参又は郵送

なお、直接持参する場合は、休日を除く毎日、午前8時から午後4時45分までの正午から午後1時までを除く時間とする。

(4) 提出部数

参加表明書、誓約書、技術資料共各2部

会社の財政状況・経営成績を証する書類は1部

(5) 新たに体制・設備が整った場合は、募集期間にかかわらず参加表明をすることができる。ただし、この場合、当該募集に係る調達要求が既済となっている可能性がある。

7 技術資料等の審査

技術資料等の提出者は、技術審査を実施する鹿屋システム通信分遣隊の担当者から提出資料等、その他公募資格に必要な事項について説明を求められた場合、迅速に対応する体制を整えておくこと。

8 審査結果の通知

資格審査資料及び技術資料等を提出した者のうち、履行能力があり競争に参加させることが適当と認められた者は審査合格の通知を行う。その他の者に対しては、審査不合格の通知を行う。

9 疑義の申立

(1) 審査結果に疑義のある者は、分任支出負担行為担当官に対して、当該疑義の内容について、審査不合格通知を受理した日の翌日から起算して5日以内に書面をもって申し立てすることができる。

ア 窓口：海上自衛隊佐世保地方総監部経理部契約課審査係

イ 時間：休日を除く、毎日午前8時分から午後4時45分までの正午から午後1時までの時間を除く時間とする。

(2) 分任支出負担行為担当官は、疑義について説明を求められたときは、疑義の書面を受理した日の翌日から起算して5日(休日を除く。)以内に書面により回答する。

(3) 疑義の再申し立てについては、書面による回答を受理した日から3日(休日を除く。)以内に書面をもって申し立てることができ、分任支出負担行為担当官は、疑義の再申し立ての書面を受理した日の翌日から起算して3日(休日を除く。)以内に説明を求めた者に対して書面により回答する。

10 応募に当たっての留意事項

(1) 応募者は、応募に当たり下記の各号について、同意した上で応募するものとする。

ア 提出資料に虚偽の記載をした者は、契約の相手方としない。

イ 正当な理由がなく資料を提出しなかった者、業態調査に協力しなかった者又は妨害した者の応募は無効とする。

ウ 審査後、資料に虚偽の記載が判明した場合、他の調達要求に係る公募又は入札等を停止することができる。

エ 資料等の作成、提出及び業態調査等への協力に要する費用は、応募者の負担とする。

オ 提出資料は、原則として返却しないものとする。

カ 提出資料は、他の目的に使用しない。

キ 提出資料に受注の可否に影響のある変更が生じた場合には、速やかに報告すること。

ク 当該調達品目については、公示時点で調達を予定しているものであり、今後必ず調達があることを保証するものではない。

(2) 資料等の提出に当たっては、製本等過剰な編てつは不要とする。

(鹿屋システム通信分遣隊)

調達しようとする装備品の要件

構内自動電話交換装置は、電気通信事業法及び同法に基づく政令に定める技術基準（第 1 種電気通信事業者の定める技術的要件を含む。）に適合し、次の各要件を満たすものとする。

- 1 接続するアナログ内線数は、700 回線以上とする。
- 2 接続する IP 内線数は、90 回線以上とする。
- 3 局線との接続数は、10 回線以上とする。
- 4 モバイル割引サービス（0033、0038 等）を自動付加できること。
- 5 他の構内自動電話構内交換装置と接続できること。
- 6 OD 回線を収容できること。
- 7 RD 回線を収容できること。
- 8 中継台を 2 台以上接続できること。
- 9 1 台以上の夜間転送台を接続できること。
- 10 参考機種：BL3000CTI 音声交換装置 neo 2（NTT）

(奄美基地分遣隊)

調達しようとする装備品の要件

構内自動電話交換装置は、電気通信事業法及び同法に基づく政令に定める技術基準（第1種電気通信事業者の定める技術的要件を含む。）に適合し、次の各要件を満たすものとする。

- 1 接続するアナログ内線数は、64回線以上とする。
- 2 接続するデジタル内線数は、16回線以上とする。
- 3 接続するIP内線数は、1回線以上とする。
- 4 局線との接続数は、1回線以上とする。
- 5 モバイル割引サービス（0033、0038等）を自動付加できること。
- 6 他の構内自動電話交換装置と接続できること。
- 7 参考機種：BL3000CTI音声交換装置neo2（NTT）

(沖縄基地隊)

調達しようとする装備品の要件

構内自動電話交換装置は、電気通信事業法及び同法に基づく政令に定める技術基準（第1種電気通信事業者の定める技術的要件を含む。）に適合し、次の各要件を満たすものとする。

- 1 接続するアナログ内線数は、196回線以上とする。
- 2 接続するIP内線数は、230回線以上とする。
- 3 局線との接続数は、4回線以上とする。
- 4 モバイル割引サービス（0033、0038等）を自動付加できること。
- 5 他の構内自動電話交換装置と接続できること。
- 6 OD回線を収容できること。
- 7 2台以上の夜間転送台を接続できること。
- 8 参考機種：BL3000CTI音声交換装置neo2（NTT）

(沖縄海洋観測所)

調達しようとする装備品の要件

構内自動電話交換装置は、電気通信事業法及び同法に基づく政令に定める技術基準（第1種電気通信事業者の定める技術的要件を含む。）に適合し、次の各要件を満たすものとする。

- 1 接続するアナログ内線数は、20回線以上とする。
- 2 接続するIP内線数は、30回線以上とする。
- 3 局線との接続数は、1回線以上とする。
- 4 モバイル割引サービス（0033、0038等）を自動付加できること。
- 5 他の構内自動電話交換装置と接続できること。
- 6 参考機種：BL3000CTI音声交換装置neo-IPLTU（NTT）

(鹿児島音響測定所)

調達しようとする装備品の要件

構内自動電話交換装置は、電気通信事業法及び同法に基づく政令に定める技術基準（第1種電気通信事業者の定める技術的要件を含む。）に適合し、次の各要件を満たすものとする。

- 1 接続するアナログ内線数は、40回線以上とする。
- 2 接続するIP内線数は、30回線以上とする。
- 3 局線との接続数は、2回線以上とする。
- 4 モバイル割引サービス（0033、0038等）を自動付加できること。
- 5 他の構内自動電話交換装置と接続できること。
- 6 2台以上の夜間転送台を接続できること。
- 7 参考機種：BL3000CTI音声交換装置neo-IPLTU（NTT）

調達予定品目

番号	部 隊	応募	備考
1	鹿屋システム通信分遣隊		
2	奄美基地分遣隊		
3	沖縄基地隊		
4	沖縄海洋観測所	○	
5	鹿児島音響測定所	○	

(記入例)

海上自衛隊佐世保地方総監部経理部長 殿

株式会社
代表取締役社長 印

参加表明書

標記について、下記のとおり応募します。

記

1 公示番号(日付)
佐監公示第7号(5.6.23)2 調達予定品目
鹿屋システム通信分遣隊ほか構内自動電話交換装置の借上げ

番号	部隊	応募	備考
1	鹿屋システム通信分遣隊		
2	奄美基地分遣隊		
3	沖縄基地隊		
4	沖縄海洋観測所	○	
5	鹿児島音響測定所	○	

添付書類：1 資格審査結果通知書(全省庁統一資格の写し)
2 決算報告書(写し)
3 誓約書
4 技術資料